0.400	−0.40	下限	
0.985	+0.15	上限	
0.985	−1.20	下限	
0.992	−0.50	上限	
1.000	−2.00	上限	
1.000	−4.00	下限	
1.008	−4.00	上限	
1.015	−7.00	上限	
1.015	−11.00	下限	
1.040	−16.00	上限	
1.202	−24.00	上限	
1.288	−35.00	上限	
1.459	−35.00	上限	
1.459	−40.00	上限	

別図第四号の八の十七中「Fn＝16.29705［MHz］」を「Fn＝16.87805［MHz］」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送（第四十九条―第六十六条）」を「第五章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送」に、「第六章　一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（第六十七条―第八十四条）」を「第六章　一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送」に改める。

第一条中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第二条第一号中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加え、同条第三十号中「又は八画素四方」を「、八画素四方、十六画素四方又は三十二画素四方」に改め、同条に次の二号を加える。

三十三　「画素適応オフセットフィルタ方式」とは、デブロッキングフィルタ後の画素値に応じてオフセットを加算することにより画質を向上させる方式をいう。

三十四　「線形予測符号化方式」とは、過去の入力信号の線形結合を用いて現在の入力信号を予測し、入力値と予測値の残差と、線形結合の重み係数を符号化することで、伝送する情報量を減らす方式をいう。

第二十四条の五中「整数変換方式」の下に「（四画素四方又は八画素四方の単位のものに限る。）」を加える。

第五章の章名中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第四十九条中「衛星基幹放送局」の下に「（衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）」を、「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第五十七条中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第五十八条第一項第二号を次のように改める。

二　符号化信号は任意の長さでグループ化し、その構成は別表第五十九号の二に示すＭＭＴＰパケットによるものとする。

第五十八条第一項第三号中「伝送する。」を「伝送するものとする。」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　ＭＭＴＰパケットによる情報は、ＩＰパケット又は別表第六十号に示す圧縮ＩＰパケットにより伝送するものとする。

第五十八条第四項中「圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケット」を「ＭＭＴＰパケット、圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケット」に改め、「伝送制御信号」の下に「及び別表第六十一号の二に示す各識別子」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　符号化信号のうちＭＭＴＰパケットにより伝送されるものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。

一　放送番組のテーブルを伝送するＰＡメッセージ

二　セクション形式を伝送するＭ２セクションメッセージ

三　スクランブル方式の識別の情報を伝送するＣＡメッセージ

第五十九条第二項中「又は八相位相変調」を「、八相位相変調又は十六値振幅位相変調」に改め、同条第三項中「毎秒三二・五九四一メガボー」を「毎秒三三・七五六一メガボー」に改める。

第六十条第二項中「ＢＣＨ符号と」を「ＢＣＨ符号及び」に改める。